

平成 19 年 6 月 20 日

定期検査中の 3 号機における誤警報発生の調査結果について

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

定期検査中の 3 号機において、平成 19 年 4 月 24 日、平均出力領域モニタ\*<sup>1</sup>および起動領域モニタ\*<sup>2</sup>の点検作業を行っていたところ、同日午後 3 時 24 分、「A 系原子炉手動スクラム\*<sup>3</sup>」と「B 系原子炉手動スクラム」の警報が発生し、同日午後 3 時 41 分、同警報を解除しました。

なお、本事象は警報のみ発生したもので、原子炉内の全ての燃料は取り出されており、安全上の問題はありません。

これによる外部への放射能の影響はありません。

([平成 19 年 4 月 24 日お知らせ済み](#))

警報が発生した原因は、本来、点検作業時の原子炉手動スクラム警報の発生を防止するためのジャンパー\*<sup>4</sup>が行われた後に実施すべき、起動領域モニタのスイッチの切り替え作業が、当該ジャンパーが行われる前に実施されたことにより、原子炉手動スクラムの警報を発生させる条件\*<sup>5</sup>が成立したためとわかりました。

起動領域モニタのスイッチの切り替え作業が、当該ジャンパーの前に実施された原因は、以下のとおりです。

- ・ 当直員は、準備作業である当該ジャンパーが実施されていない段階で、当該スイッチの操作を許可する札および鍵を、作業関係者に渡してしまった。
- ・ 当直および作業主管グループにおいて、当該札の受け渡し時期および鍵の使用条件についての確認方法が明確ではなかった。
- ・ 当該スイッチの当該札には、当該ジャンパーが実施された後に鍵を用いてスイッチの切り替え作業を行うという条件が記載されていなかった。
- ・ 当社と作業関係者間において、点検にともなう準備作業についての調整が不十分であった。

本事象を踏まえ、以下の対策を実施します。

- ・ 当該札および鍵については、当直および作業主管グループにて管理をするとともに、受け渡しの際には点検にともなう準備作業が完了していることを確認する。
- ・ 操作時にジャンパーなどの条件がある場合には、その条件を当該札に記載する。
- ・ 当社と作業関係者間において、点検にともなう準備作業についての調整を確実にを行うことを周知徹底する。

以 上

\* 1 : 平均出力領域モニタ

原子炉運転中の出力の大きさを計測する装置で、6チャンネル（A～F）あり、出力が大きくなった場合等に、原子炉を自動停止させる信号を出す機能がある。

\* 2 : 起動領域モニタ

原子炉内の中性子量を計測する装置であり、原子炉の起動初期段階や停止時に使用する。

\* 3 : A系（B系）原子炉手動スクラム

原子炉を手動で緊急停止した際に出る信号。なお、3号機の原子炉内に燃料はなく、同信号による制御棒の挿入はない。

\* 4 : ジャンパー

点検作業の実施に際し、警報・機器などの誤動作防止や作業安全等を確保するために、行う弁の開閉や電源の入切等の電気回路に施す処置。

\* 5 : 原子炉手動スクラムの警報を発生させる条件

平均出力領域モニタの点検作業にともなう信号と、起動領域モニタの点検作業にともなう信号の発生により、原子炉手動スクラム信号が発生した。